

広島県告示第五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県呉市豊浜町豊島、同市豊町久比、同市豊町大長、同市豊浜町大浜、同市豊町沖友、同市豊町御手洗及び同市豊浜町斎島地内	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	区域の表示	区域の表示及び法
妙見（二四六四）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
丸山（二四六五）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
礼場口（二四六七）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
室原神社（二四六八）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
其御前（二四六九）	急傾斜地の崩壊	
城ヶ口（二四七〇）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
菌朶山（二四七一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
菌朶山（二四七二）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
小ノ浦金崎（二四七二）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

区域の表示及び法  
第九条第二項に規  
定する土砂災害警  
戒区域等における  
土砂災害防止対策  
の推進に関する法  
律（平成十二年法  
律第三十八号）第  
四十四号で定める  
事項







久比六九七 (一一〇八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	久比六九七 (一一〇八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
草露明(九 三九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	草露明(九 三九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
草露明(九 三九―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	草露明(九 三九―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
草露明(九 三九―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	草露明(九 三九―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
草露明(九 三九―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	草露明(九 三九―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
斉(一七三 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	斉(一七三 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
斉(一七三 六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	斉(一七三 六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
豊島(一七 四―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	豊島(一七 四―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
豊島(一七 四―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	豊島(一七 四―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
立花(一七 四―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	立花(一七 四―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
立花(一七 四―二―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	立花(一七 四―二―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
大浜(一七 四三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	大浜(一七 四三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
大林(五四 七五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	大林(五四 七五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
畑中(五四 七六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	畑中(五四 七六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
畑中(五四 七六―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	畑中(五四 七六―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
畑中(五四 七六―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	畑中(五四 七六―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
峯(九七六 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	峯(九七六 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり





大長一号 (五三三四)	土石流	次の図のとおり	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="width: 100%; height: 100%; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="width: 100%; height: 100%; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="width: 100%; height: 100%; border: 1px solid black;"></div> </div>	
山崎七号 (一〇五八)	土石流	次の図のとおり		山崎七号 (一〇五八)
山崎六号 (一〇五七)	土石流	次の図のとおり		山崎六号 (一〇五七)
西沖友川 (六八〇)	土石流	次の図のとおり	西沖友川 (六八〇)	
沖友川支川 (六七八)	土石流	次の図のとおり	沖友川支川 (六七八)	
野作川 (六七七)	土石流	次の図のとおり	野作川 (六七七)	
沖友一号 (六七六)	土石流	次の図のとおり	沖友一号 (六七六)	
沖友川支川 二号 (六七九)	土石流	次の図のとおり	沖友川支川 二号 (六七九)	
沖友川 (二〇七)	土石流	次の図のとおり	沖友川 (二〇七)	
沖友二号 (一〇六九)	土石流	次の図のとおり	沖友二号 (一〇六九)	
大長北川 (六七五―二)	土石流	次の図のとおり	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="width: 100%; height: 100%; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="width: 100%; height: 100%; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="width: 100%; height: 100%; border: 1px solid black;"></div> </div>	
大長北川 (六七五―一)	土石流	次の図のとおり		大長北川 (六七五―一)
南郷川 (六七四―二)	土石流	次の図のとおり		南郷川 (六七四―二)
立花川 (六七二)	土石流	次の図のとおり	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="width: 100%; height: 100%; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="width: 100%; height: 100%; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="width: 100%; height: 100%; border: 1px solid black;"></div> </div>	
b) 立花一号 (一〇六〇隣)	土石流	次の図のとおり		b) 立花一号 (一〇六〇隣)
猪尻川支川 (六七〇)	土石流	次の図のとおり		猪尻川支川 (六七〇)
猪尻川 (六六九)	土石流	次の図のとおり	猪尻川 (六六九)	



御手洗一号 (一〇六七)	土石流	次の図のとおり	
御手洗二号 (一〇六八)	土石流	次の図のとおり	
山崎二号 (五二三二)	土石流	次の図のとおり	
山崎二号 (五二三二隣 一)	土石流	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。